

二一五 特定猟具使用禁止区域（銃器）

二百一 関東台・川島特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡一宮町一宮地先の国道二二八号と長生郡一宮町町道一級三号線との接点を起点とし、同所から同町町道一級三号線を北西へ進み長生郡睦沢町道前原櫛線との接点に至り、同所から同町町道前原櫛線を北西へ進み同町町道川島幹線との接点に至り、同所から同町町道川島幹線を北西へ進み一宮川右岸との交点に至り、同所から一宮川右岸を北東へ進み国道二二八号との交点に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百一 妙楽寺・デイスターゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡睦沢町妙楽寺二七七番三地先の長生郡睦沢町町道妙楽寺地引線と県道大多喜一宮線との接点を起点とし、同所から県道大多喜一宮線を南西へ進み長生郡睦沢町と夷隅郡大多喜町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み長生郡睦沢町と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み長生郡睦沢町町道佐貫縦貫線との接点に至り、同所から同町町道佐貫縦貫線を北東へ進み同町町道一一七号線との接点に至り、同所から同町町道一一七号線を南東へ進み同町町道妙楽寺地引線との接点に至り、同所から同町町道妙楽寺地引線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四 三芳特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市山下地先の南房総市市道三芳一一〇号線と同市市道三芳一十号線との交点を起点とし、同所から同市市道三芳一十号線を北東へ進み同市市道大字口三号線との接点に至り、同所から同市市道大字口三号線を北東へ進み同市市道三芳三号線との接点に至り、同所から同市市道三芳三号線を北東へ進み同市市道三芳五号線との接点に至り、同所から同市市道三芳五号線を東へ進み同市丸本郷と同市山名との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市前田と同市山名との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市沓見と同市山名との境界線との接点に至り、同所から同境界線と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市道本織八号線との接点に至り、同所から同市市道本織八号線を南西へ進み同市市道三芳一十号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一十号線を南西へ進み同市市道三芳一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一〇三号線を南西へ進み同市市道三芳一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一一〇号線を北西へ進み同市市道下滝田二二号線との接点に至り、同所から同市市道下滝田二二号線を南へ進み同市市道三芳一二〇号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一二〇号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五 芝山ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡芝山町大台地先の山武郡芝山町町道二一一四号線と同町町道二一〇号線との接点を起点とし、同所から同町町道二一〇号線を北東へ進み同町町道二一九〇号線との接点に至り、同所から同町町道二一九〇号線を北東へ進み同町町道二一八九号線との接点に至り、同所から同町町道二一八九号線を北西へ進み同町町道二一八七号線との接点に至り、同所から同町町道二一八七号線を北西へ進み同町町道二七七号線との接点に至り、同所から同町町道二七七号線を東へ進み同町町道二一八六号線との接点に至り、同所から同町町道二一八六号線を北東へ進み同町町道二一八五号線との接点に至り、同所から同町町道二一八五号線を南東へ進み同町町道二一七九号線との接点に至り、同所から同町町道二一七九号線を北東へ進み県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南東へ進み同町町道二一四号線との接点に至り、同所から同町町道二一四号線を南西へ進み同町町道二一九五号線との接点に至り、同所から同町町道二一九五号線を南東へ進み県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南へ進み同町町道二一一〇〇号線との接点に至り、同所から同町町道二一一〇〇号線を南西へ進み同町町道二一一四号線との接点に至り、同所から同町町道二一一四号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百七 成東・東金食虫植物群落特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市島地先の山武市市道〇一一〇二八五号線の起点を起点とし、同所から同市市道〇一一〇二八五号線を南東へ進み東金市と山武市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み東金市と武射田四九番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市市道二二五八号線との接点に至り、同所から同市市道二二五八号線を南東へ進み同市市道二二〇四号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇四号線を南西へ進み作田川右岸との交点に至り、同所から作田川右岸を南東へ進み県道緑海東金線との交点に至り、同所から県道緑海東金線を南西へ進み同市市道二二〇二号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇二号線を北東へ進み同市市道二二六七号線との接点に至り、同所から同市市道二二六七号線を北西へ進み山武市市道〇一一〇三〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇三〇〇号線を北西へ進み同市市道〇一一〇二九一十号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇二九一十号線を北東へ進み同市市道〇一一〇二九一十号線の終点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

二百八 白里特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市四天木地先の県道一宮片貝線と大網白里市市道六〇〇〇七一十号線との接点を起点とし、同所から同市市道六〇〇〇七一十号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二七号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇一六号線を南西へ進み同市市道六〇〇〇二八号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二八号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇一五号線を北東へ進み同市市道六〇〇〇二五号線との交点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二五号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇一四号線との交点に至り、同所から同市市道六〇〇〇一四号線を南西へ進み同市市道六〇〇〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二六号線を北西へ進み同市市道〇二一〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇一九号線を南西へ進み同市市道六〇〇〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二二号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇六号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇一十号線との交点に至り、同所から同市市道六〇〇〇一十号線を北東へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を南東へ進み同市下ヶ傍示三三番四地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み東金市市道四四七六号線との接点に至り、

進み同市市道〇〇―一〇三一号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇三一号線を南東へ進み同市市道〇〇―一〇三一号線の終点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇三二号線を南東へ延長した直線を南東へ進み九十九里海岸汀線との接点に至り、同所から九十九里海岸汀線を南西へ進み片貝漁港北防砂堤との接点に至り、同所から同防砂堤を南西へ進み同防砂堤南端に至り、同所から同防砂堤を南西へ延長した直線を南西へ進み片貝漁港南防波堤との接点に至り、同所から同所と片貝漁港臨港道路東端とを結んだ直線を北西へ進み片貝漁港臨港道路との接点に至り、同所から片貝漁港臨港道路を南西へ進み県道飯岡一宮線との接点に至り、同所から県道飯岡一宮線を北西へ進み山武郡九十九里町町道一―七号線との接点に至り、同所から同町町道一―七号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十四 松尾台工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市松尾町松尾地先の国道二二六号と県道千葉八街横芝線との接点を起点とし、同所から国道二二六号を南西へ進み木戸川左岸との交点に至り、同所から木戸川左岸を北西へ進み山武市市道〇〇―一〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇一〇号線を北東へ進み同市市道一〇―一〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―一〇一〇号線を北西へ進み同市市道一〇―一〇一七五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―一〇一八〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―一〇一八〇号線を北西へ進み同市市道〇九―一〇一八七号線との接点に至り、同所から同市市道〇九―一〇一八七号線を北東へ進み同市市道〇九―一〇一九四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―一〇一六八号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―一〇一六八号線を北東へ進み同市市道一〇―一〇一六四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―一〇一六四号線を北東へ進み同市市道一〇―一〇一六五号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇一〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇一〇一六号線を南東へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十五 矢那特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市伊豆島地先の館山自動車道と伊豆島橋跨高速度路橋との交点を起点とし、同所から伊豆島橋跨高速度路橋を南東へ進み木更津市伊豆島と木更津市矢那の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み木更津市と袖ヶ浦市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み木更津市市道二六八―一―二号線との交点に至り、同所から同市市道二六八―一―二号線を南西へ進み同市市道二六八―一―一号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―一―一号線を北西へ進み同市市道二六八―一―二号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―一―二号線を北西へ進み同市市道七四六七号線との接点に至り、同所から同市市道七四六七号線を南西へ進み同市市道二六九号線との接点に至り、同所から同市市道二六九号線を北西へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を北西へ進み館山自動車道との交点に至り、同所から館山自動車道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十六 秋元特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市大野台地先の君津市市道市宿・日渡根線と県道君津鴨川線との接点を起点とし、同所から県道君津鴨川線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み県道久留里鹿野山湊線との接点に至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を北西へ進み同市市道市宿・鹿野山線との接点に至り、同所から同市市道市宿・鹿野山線を北東へ進み同市市道君津・清和線との接点に至り、同所から同市市道君津・清和線を北東へ進み同市市道市宿・日渡根線との接点に至り、同所から同市市道市宿・日渡根線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十七 久留里市場特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市久留里市場地先の国道四一〇号と県道久留里鹿野山湊線との接点を起点とし、同所から県道久留里鹿野山湊線を南西へ進み国道四一〇号（バイパス）との接点に至り、同所から国道四一〇号（バイパス）を北東へ進み同市市道富田久津原線との接点に至り、同所から同市市道富田久津原線を北東へ進み県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を南東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十八 市原海上特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市村上地先の東関東自動車道千葉富津線と国道二九七号との交点を起点とし、同所から国道二九七号を南東へ進み県道市原茂原線との接点に至り、同所から県道市原茂原線を南西へ進み市原市道二九二一号線との接点に至り、同所から同市市道二九二一号線を南東へ進み同市市道一―二二号線との接点に至り、同所から同市市道一―二二号線を南東へ進み同市市道一―四七号線との接点に至り、同所から同市市道一―四七号線を北西へ進み東関東自動車道千葉富津線との交点に至り、同所から東関東自動車道千葉富津線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十九 八街中央特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市八街ほ地先の県道千葉八街横芝線と国道四〇九号との交点を起点とし、同所から国道四〇九号を南西へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南西へ進み八街市市道六区一号線との交点に至り、同所から同市市道六区一号線を北西へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南西へ進み県道成東酒々井線との交点に至り、同所から県道成東酒々井線を北西へ進み同市市道一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三号線を北東へ進み同市市道一〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二号線を北東へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を南東へ進み同市市道一区一号線との接点に至り、同所から同市市道一区一号線を南東へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十 吉倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市四木地先の八街市市道一―四号線と同市市道一―一六号線との接点を起点とし、同所から同市市道一―一六号線を南東へ進み同市市道四木二八号線との接点に至り、同所から同市市道四木二八号線を北西へ進み同市市道二二六号線との接点に至り、同所から同市市道二二六号線を北西へ進み同市市道一―一五号線との交点に至り、同所から同市市道一―一五号線を北東へ進み同市市道一―一四号線との接点に至り、同所から同市市道一―一四号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十二 木戸浜特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市小松地先の県道飯岡一宮線と山武市市道小松線との接点を起点とし、同所から同市市道小松線を北西へ進み同市市道緑海二二九号線との接点

に至り、同所から同所と木戸川左岸の同市市道緑海四四号線の始点とを結んだ直線を北西へ進み同市市道緑海四四号線の始点に至り、同所から同市市道緑海四四号線を北東へ進み同市市道木戸線との交点に至り、同所から同市市道木戸線を南東へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十三 長南町山内特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町山内地先の長生郡長南町三級町道山内二八号線と同町二級町道山内市原線との接点を起点とし、同所から同町二級町道山内市原線を南東へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町三級町道山内二八号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同所と同町三級町道山内二八号線の終点とを結んだ直線を北東へ進み同町三級町道山内二八号線との接点に至り、同所から同町三級町道山内二八号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十四 長柄町六地藏特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長柄町六地藏地先の長生郡長柄町町道一三三三三号線と県道千葉茂原線との接点を起点とし、同所から県道千葉茂原線を南東へ進み同町山根二、〇一三番四二地先の同町町道一三三二九号線との接点に至り、同所から同町町道一三三二九号線を南西へ進み同町町道一四七七号線との接点に至り、同所から同町町道一四七七号線を北東へ進み同町山根二、〇二番一六八地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同町町道一三三一号線との接点に至り、同所から同町町道一三三一号線を南東へ進み同町町道一三〇二号線との接点に至り、同所から同町町道一三〇二号線を南東へ進み同町町道一四七五号線との接点に至り、同所から同町町道一四七五号線を南西へ進み同町町道一三三三三三号線との接点に至り、同所から同町町道一三三三三三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十五 押日・井沢特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市岬町三門地先の国道一三八号と江場土川左岸との接点を起点とし、同所から江場土川左岸を南西へ進みいすみ市市道〇一三九号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三九号線を北西へ進み同市市道八四一四号線との接点に至り、同所から同市市道八四一四号線を北西へ進み同市市道八三二六号線との接点に至り、同所から同市市道岬八三二六号線を南西へ進み県道夷隅長者線との接点に至り、同所から県道夷隅長者線を西へ進み同市市道〇一三三三三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三三三三号線を北西へ進み県道夷隅太東線との交点に至り、同所から県道夷隅太東線を南東へ進み同市市道〇一三八号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三八号線を南東へ進み夷隅川右岸との交点に至り、同所から夷隅川右岸を北東へ進み国道一三八号との交点に至り、同所から国道一三八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十六 田倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市東大和田地先の富津市市道高溝高岩線と国道四六五号との接点を起点とし、同所から国道四六五号を南西へ進み湊川右岸との交点に至り、同所から湊川右岸を北西へ進み同市市道大森蛭田線との交点に至り、同所から同市市道大森蛭田線を北西へ進み同市寺尾五一番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み県道久留里鹿野山湊線との接点に至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を南東へ進み県営林道鹿野山線（旧道）との接点に至り、同所から県営林道鹿野山線（旧道）を南東へ進み県営林道鹿野山線との接点に至り、同所から県営林道鹿野山線を北東へ進み君津市と富津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市宇藤原五四六番一地先に至り、同所から尾根を南西へ進み同市高溝一二八番五地先の道路との接点に至り、同所から同市高溝一二八番五地先の道路を南西へ進み同市市道南畑大谷線との接点に至り、同所から同市市道南畑大谷線を南西へ進み同市市道高溝高岩線との接点に至り、同所から同市市道高溝高岩線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十七 袖ヶ浦市横田特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市下望陀一二四番一地先の木更津市管理道路を起点とし、同所から同管理道路を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を南東へ進み袖ヶ浦市市道横田下望陀境線との接点に至り、同所から同市市道横田下望陀境線を南東へ進み同市横田四、七七五番五地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市永地一、六七四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市横田五、五二〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市横田五、五二九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、五三二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田五、六四八番二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、六五一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田六四二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市市道横田一〇号線との接点に至り、同所から同市市道横田一〇号線を南へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み県道馬来田停車場中川線との接点に至り、同所から県道馬来田停車場中川線を南東へ進み同市市道百目木一五号線との接点に至り、同所から同市市道百目木一五号線を南西へ進み同市市道百目木下内橋線との接点に至り、同所から同市市道百目木下内橋線を南東へ進み同市市道下根岸百目木線との接点に至り、同所から同市市道下根岸百目木線を西へ進み県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を北東へ進み同市市道吉野田四号線との接点に至り、同所から同市市道吉野田四号線を南西へ進み同市市道滝の口二五号線との接点に至り、同所から同市市道滝の口二五号線を北西へ進み同市市道滝の口五号線との接点に至り、同所から同市市道滝の口五号線を北東へ進み同市市道横田大鳥居線との接点に至り、同所から同市市道横田大鳥居線を北西へ進み同市市道横田大鳥居六七五番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北へ進み同市市道横田大鳥居七一八番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市市道横田大鳥居七二五番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み木更津市と袖ヶ浦市との境界線との接点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

二百三十八 太平洋クラブ八千代コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

八千代市米全一、八三四番一ほか五三八筆の太平洋クラブ八千代コースの区域内並びに同市米全一、八二三番及び二、八二四番、同市下高野二九〇番、三九二番、三九三番一、三九四番一、三九五番一、三九六番一、三九七番一、三九八番一、四〇一番一、四〇二番一及び四〇二番四並びに同市保品一、三三六番一、一、三三八番一及び一、三三九番一の区域

二百三十九 立山特定猟具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡御宿町上布施地先の夷隅郡御宿町町道四〇七九号線と同町町道〇二〇五号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇二〇五号線を南西へ進み同町町道四

千葉市若葉区中野町地先の千葉市市道中野町五九号線と同市市道中野町四号線との交点を起点とし、同所から同市市道中野町四号線を南東へ進み八街市市道二〇四三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇四三号線を南東へ進み同市市道二一〇三六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一三六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一三六号線を南東へ進み千葉市東部土地改良区管理の鎌田谷津排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東へ進み同市市道中野町一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一〇五号線を南西へ進み同市市道中野町一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一一〇号線を南西へ進み同市市道中野町二七号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二七号線を南西へ進み同市市道中野町二二八号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二二八号線を南西へ進み同市市道中野町一四一一号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一四一一号線を南へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を南東へ進み同市市道中野町二二三号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二二三号線を南東へ進み同市市道中野町二四二二号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四二二号線を南へ進み同市市道中野町二四三三号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四三三号線を南西へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み同市市道中野町二九六号線との交点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線を南へ進み同市緑区下大和田町一、三三四番地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南東へ進み同市緑区下大和田町一、三三〇番地先の水路との交点に至り、同所から同水路を北西へ進み同市緑区下大和田町一、三二二番の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み同市市道中野町二九六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線を北東へ進み同市指定道路中野町三〇号線との接点に至り、同所から同市指定道路中野町三〇号線を北東へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み県道菅田停車場中野線との交点に至り、同所から県道菅田停車場中野線を南西へ進み同市市道中野町二四八号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四八号線を南西へ進み同市指定道路中野町一七号線との接点に至り、同所から同市指定道路中野町一七号線を北西へ進み同市若葉区中野町二、九一九番地先の千葉市東部土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北東へ進み同市若葉区中野町二、九一二番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北西へ進み同市若葉区和泉町一、〇五一番一地先の同土地改良区管理の小排水路との交点に至り、同所から同小排水路を北東へ進み同土地改良区管理の大和田幹線排水路との接点に至り、同所から同幹線排水路を北西へ進み同土地改良区管理の鎌田谷津排水路との接点に至り、同所から同排水路を北東へ進み同市市道中野町五九号線との交点に至り、同所から同市市道中野町五九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十八 野呂西特定獵具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区中田町地先の国道二二六号と千葉市市道中田町一八二号線との接点を起点とし、同所から同市市道中田町一八一号線を東へ進み同市市道中田町一八四号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八四号線を南西へ進み同市市道中田町一八八号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八七号線を南東へ進み同市市道中田町一八七号線を南東へ進み同市若葉区野呂町二〇九三番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を東へ進み同市若葉区野呂町二〇九三番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を南東へ進み同市若葉区野呂町二〇六八番地先の同土地改良区管理の小排水路との接続点に至り、同所から同小排水路を南東へ進み同市若葉区野呂町二〇六九番地先の同土地改良区管理の支線道路との接続点に至り、同所から同支線道路を南西へ進み同市市道野呂町一四号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町一四号線を北東へ進み同市市道野呂町五五六号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町五五六号線を南西へ進み国道二二六号との接続点に至り、同所から国道二二六号を北東へ進み同市市道泉町二二六号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町七七番一三地先の生活道路との接続点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道野呂町四四号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町四四号線を南東へ進み同市市道野呂町一五七号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町一五七号線を南西へ進み千葉東金道路との接続点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道野呂町一七九号線との接続点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道野呂町一七九号線との接続点に至り、同所から同市道平川町との境界線との接続点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道野呂町一七九号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町一五五号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町一五五号線を南へ進み同市市道野呂町一九一号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町一九一号線を北西へ進み同市市道高田町二四〇号線との接続点に至り、同所から同市市道高田町二四〇号線を北西へ進み同市市道野呂町一九六六号線との接続点に至り、同所から同市市道野呂町一九六六号線を北東へ進み千葉東金道路との接続点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み同市都市計画道路豊田町野呂町線との接続点に至り、同所から同市都市計画道路豊田町野呂町線を北東へ進み国道二二六号との接続点に至り、同所から国道二二六号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十九 富田特定獵具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区御成台二丁目地先の千葉市市道若松町金親町線と同市市道坂町下田町線との交点を起点とし、同所から同市市道坂町下田町線を北東へ進み同市市道下田町七号線との接点に至り、同所から同市市道下田町七号線を北東へ進み県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み同市市道谷当町二六号線との接点に至り、同所から同市市道谷当町二六号線を北東へ進み同市指定道路谷当町一号线との接点に至り、同所から同市指定道路谷当町一号线を南東へ進み同市市道谷当町二七号線との接点に至り、同所から同市市道谷当町二七号線を東へ進み谷当橋との接点に至り、同所から谷当橋を北東へ進み鹿島川右岸との交点に至り、同所から鹿島川右岸を南東へ進み裏谷津排水路との接点に至り、同所から裏谷津排水路を南東へ進み同市若葉区上泉町一、四九一番地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市市道下泉町六一号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六一号線を南へ進み同市市道下泉町七〇号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町七〇号線を南西へ進み同市市道下泉町六〇号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六〇号線を北西へ進み同市市道下泉町五九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町五九号線を南西へ進み同市市道下泉町六九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六九号線を南西へ進み同市市道下泉町一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町一〇九号線を南東へ進み同市市道下泉町一五二号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町一五二号線を南東へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を北東へ進み県道岩富山田台線との交点に至り、同所から県道岩富山田台線を南東へ進み同市指定道路小間子町三三号線との接点に至り、同所から同市指定道路小間子町三三号線を南西へ進み同市市道小間子町二五号線との接点に至り、同所から同市市道小間子町二五号線を北西へ進み同市市道富田町六八号線との接点に至り、同所から同市市道富田町六八号線を南西へ進み同市市道富田町一三九号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一三九号線を南東へ進み同市市道富田町一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一四〇号線を南東へ進み同市若葉区富田町一、〇〇四番二地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市指定道路富田町三三三号線との接点に至り、同所から同市指定道路富田町三三三号線を南西へ進み同市市道御殿町三三三号線との接点に至り、同市市道御殿町三三三号線を南東へ進み同市市道富田町九八号線との接点に至り、同所から同市市道富田町九八号線を南東へ

二百五十七 東庄町栗野特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡東庄町栗野地先の香取郡東庄町道三〇二九号線と県道小見川海上線との接点を起点とし、同所から県道小見川海上線を南東へ進み同町町道三〇八八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇八八号線を北西へ進み同町町道三〇三八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三八号線を北西へ進み同町町道三〇三九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三九号線を北東へ進み同町町道三〇二九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇二九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十八 栄町安食・北特定猟具使用禁止区域（銃器）

印旛郡栄町北地先の若草大橋有料道路と利根川右岸との交点を起点とし、同所から利根川右岸を東へ進み印旛郡栄町安食三、七九六番と同町須賀一、九四五番との境界線を北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東へ進み同町安食三、七九六番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み県道佐原我孫子自転車道線との接点に至り、同所から県道佐原我孫子自転車道線を南西へ進み若草大橋有料道路との交点に至り、同所から若草大橋有料道路を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十九 佐室・高谷特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市高谷地先のいすみ市市道〇二二五号線と同市市道三二四七号線との接点を起点とし、同所から同市市道三二四七号線を南東へ進み同市市道三一四八号線との接点に至り、同所から同市市道三二四八号線を南東へ進み同市市道三二五〇号線との接点に至り、同所から同市市道三二五〇号線を南東へ進み同市市道三一四一号線との接点に至り、同所から同市市道三二四一号線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み同市市道〇二二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十 金谷郷特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市金谷郷地先の大網白里市市道〇二一〇三号線と同市金谷郷二、二五八番地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市市道一〇四一六号線との交点に至り、同所から同市市道一〇四一六号線を南西に進み同市市道〇二一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇三号線を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二百六十一 含富塚特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市鶴岡一、二二五番の区域

二百六十二 本矢作特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市長山地先の香取市市道二五三八号線と同市長山六七五番三地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市長山六二九番地先に至り、同所から同水路を南東へ進み同市長山五六三番地先に至り、同所から同水路を南東へ進み同市本矢作一、五六三番二地先に至り、同所から同水路を南東へ進み東関東自動車道水戸線との交点に至り、同所から東関東自動車道水戸線を南西へ進み同市市道一〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北東へ進み同市市道一〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北西へ進み同市市道二五四六号線との接点に至り、同所から同市市道二五四六号線を北東へ進み同市市道一〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二五四六号線との接点に至り、同所から同市市道二五四六号線と二五三八号線との接点に至り、同所から同市市道二五三八号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十三 迎田・片又木特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市不入斗地先の県道千葉鴨川線と市原市市道二二二三号線との接点を起点とし、同所から同市市道二二二三号線を南東へ進み同市市道二二三号線との接点に至り、同所から同市市道二二三号線を南東へ進み同市市道一四八三号線との接点に至り、同所から同市市道一四八三号線を南西へ進み同市泉台二丁目と同市片又木との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市片又木六四番地先の農地と山林との境界線の接点に至り、同所から同所と同市泉台二丁目二番四と同市泉台二丁目三番との境界線と同市泉台二丁目と同市迎田との境界線との接点を結んだ直線を北西へ進み同境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道二四九六号線との接点に至り、同所から同市市道二四九六号線を南東へ進み同市市道一四七九号線との接点に至り、同所から同市市道一四七九号線を北西へ進み同市市道二二八九号線との接点に至り、同所から同市市道二二八九号線を南西へ進み同市市道一四七八号線との接点に至り、同所から同市市道一四七八号線を南西へ進み同市市道二二九〇号線との接点に至り、同所から同市市道二二九〇号線を北西へ進み同市市道一一三二号線との接点に至り、同所から同市市道一一三二号線を北西へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域